

事業優先順位		2				細事業:法人市民税賦課事業					整理番号		02						
目的		法人市民税の適正な賦課を行う。																	
目標		法人市民税の適正な賦課を行う。																	
事業実施主体		直営		事業開始年度		昭和47年度以前		根拠法令		地方税法									
事業費・財源					平成24年度		比較		コスト情報・従事職員数					平成24年度		比較			
	事業費(決算額)(千円)				747					総コスト(千円)				6,698					
	財源内訳	一般財源				747				内訳	事業費				747				
		国府支出金				0					人件費				5,951				
		地方債				0					公債費				0				
		その他特定財源				0					一人あたり(円)				59				
						0				世帯あたり(円)				142					
						0				参考	職員数(人)				0.75				
					0						再任用職員数(人)				0.00				
	今後の方向性		引き続き法人市民税の課税客体の正確な把握に努め、適正な賦課を行う。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者		事務所又は事業所を有する法人等 均等割+法人税割計約2,000法人										
	A		A		B														



細事業：法人市民税賦課事業

1. 法人市民税（平成24年度 現年課税分調定額 578,804千円）

法人市民税は、市内に事務所又は事業所を有する法人等に対し、均等割及び法人税割の合計額によって課税される。平成24年度中に下記のとおり申告受付を行った。

(1) 均等割

区分	資本金等の額	市内の従業者数	税率（円）	納税者数（人）
1号	1千万円以下	50人以下	60,000	1,106
2号	1千万円以下	50人超	144,000	3
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	156,000	196
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	14
5号	1億円超 10億円以下	50人以下	192,000	52
6号	1億円超 10億円以下	50人超	480,000	9
7号	10億円超	50人以下	492,000	74
8号	10億円超 50億円以下	50人超	2,100,000	1
9号	50億円超	50人超	3,600,000	12
合		計		1,467

(2) 法人税割

区 分	税率（％）	納税者数（人）
資本金等の額が1億円を超える法人 および保険業法に規定する相互会社	14.7	541
上記以外の法人	12.3	

